

第19回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成31年1月10日(木) 午前9時30分から午前10時40分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第3委員会室

3. 出席委員(9名)

会 長	古賀 正廣
2番委員	中島 元彦
3番委員	大佐古 初江
4番委員	馬場 幸男
5番委員	内野 和幸
6番委員	鳥越 孝広
7番委員	石橋 祐一
8番委員	大坪 麻以佳
9番委員	藤原 優子

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

審議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	経営基盤強化促進法の規定による許可申請について
議案第3号	農地適格法人の要件確認について

報告事項

報告第1号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第2号	農地法18条第6項の規定による通知について
報告第3号	農地法18条の規定による許可申請について
報告第4号	非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	堺 三千也
主 査	野田 稔雄
職 員	中島 恭子
職 員	佐田 伸一

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第19回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、4番委員、5番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局の主査を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局 はい。

議長 では、早速、議事に入ります。

● 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、5件の申請がございます。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。(議案第1号の読み上げ)

 いずれも3条調書の各項目には該当せず、許可基準を満たしており問題ないと思われま。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 ただいま、説明がありました案件について、地区担当委員のご意見を伺いたいと思います。1番案件は4番委員の担当ですので、意見ををお願いします。

4番委員 この方は、農家の息子さんであり、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。続きまして、2番案件は7番委員の担当ですので、意見ををお願いします。

7番委員 別に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。続きまして、3番案件は4番委員の担当ですので、意見ををお願いします。

4 番委員 この方は、熱心に農業にも取り組んであり問題ありません。

議長 ありがとうございます。続きまして、4 番案件は3 番委員の担当ですので、意見をお願いします。

3 番委員 この現地を確認するとともに、担当の最適化推進委員さんに意見を伺いましたが、なんら問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。続きまして、5 番案件は4 番委員の担当ですので、意見をお願いします。

4 番委員 この方は認定農業者であり、積極的に農地もされておりなんら問題ありません。

議長 以上で説明を終わり、審議に入ります。
1 番案件から5 番案件に対し、皆さんからご質問、ご意見はございませんか。

4 番委員 2 番案件についてですが、市街化地域でもあり今後の営農についてはどのようなになるのですか。

事務局 3 条申請ですので、農地として利用していただくことを確認しております。

会長 私からいいですか。1 番案件は生前贈与ですが、これには優遇制度があったと思いますが、どのようになっていますか。

事務局 税制面での優遇制度がございますが、後日、調べ結果をご報告致します。

4 番委員 農業者年金制度が、昭和46年に始まりましたが、その時に後継者を育成する目的で、営農を後継者に移す場合にも優遇処置があったと思いますので調べて知らせしてください。

事務局 はい、分かりました。次回の総会時にお答えいたします。

議長 他に皆さんからご質問、ご意見はございませんか。
(質疑なし)

議長 ないようですので質疑を終わり、採決に入ります。
まず、1 番案件について、承認される方の挙手をお願いします。
(全員賛成)

議長 ありがとうございます。1番案件については、全員賛成で許可することにいたします。

議長 続きまして、2番案件について、承認される方の挙手をお願いします。
(全員賛成)

議長 ありがとうございます。2番案件については、全員賛成で許可することにいたします。

議長 続きまして、3番案件について、承認される方の挙手をお願いします。
(全員賛成)

議長 ありがとうございます。3番案件については、全員賛成で許可することにいたします。

議長 続きまして、4番案件について、承認される方の挙手をお願いします。
(全員賛成)

議長 ありがとうございます。4番案件については、全員賛成で許可することにいたします。

議長 続きまして、5番案件について、承認される方の挙手をお願いします。
(全員賛成)

議長 ありがとうございます。5番案件については、全員賛成で許可することにいたします。

議案第1号については、全て許可することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

● 議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第2号、大牟田市農用地利用集積計画の決定については、27件の申請が
あっております。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。(議案第2号の読み上げ)
いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある利用権設定等の各要件
を満たしております。ご審議のほど、お願いいたします。

議長 ただいま、事務局から議案第2号の説明がありました。これより審議に入ります。この案件に対しまして、皆さんからご質問、ご意見はございませんか。

4番委員 20番の案件についてですが、資料には金納のみで〇〇キログラムと記載されてありますが、他の案件とかなり額の違いがあります。

事務局 説明をもらしており申し訳ありません。この記載についてですが、米120kg相当の金額で納めるということで申請がっております。

6番委員 これはその年によって金額が変動するということですか。また、それはどこの金額を参考にしているのですか。

事務局 はい、そうです。JAの金額になると思いますが、基礎額の根拠を伺っておりませんでしたので、こちら聞き取りを行い次回の総会でご報告致します。

議長 他に皆さんからご質問、ご意見はございませんか。

2番委員 議案1号の申請と議案2号に同じ方の申請がありますが、これはどうしてですか。

事務局 これは、市街化区域と市街化調整区域の違いで、利用権の申請は市街化調整区域、市街化区域は3条での申請になります。

議長 私からいいですか。調整区域の土地を3条で申請することはできると思いますが、そのメリットはどのようなことがありますか。

事務局 利用権は期限が来れば満了になり貸借権が切れますが、3条の場合、解約提出がないと自動更新になりますので、継続し続けることになります。

議長 他に皆さんからご質問、ご意見はございませんか。
(質疑なし)

議長 質問がないようですので採決に入ります。議案第2号につきましては、一括で採決したいと思います。議案第2号の1番から27番案件について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 ありがとうございます。全員賛成でそれぞれ許可することにいたします。続きまして、議案第3号、農地適確法人の要件確認に移ります。

● 議案第3号 農地適格法人の要件確認について

議長 議案第3号農地適格法人の要件確認については、1年に1回、要件確認をする必要が定められております。このたび1件の要件確認がありますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。(議案第3号の説明)
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま事務局から説明がありました。このことについてご意見、ご質問はありませんか。

4番委員 参考資料の損益計算書中の棚卸し高について、〇〇〇円の記載がありますが、これはどういうことですか。

事務局 申し訳ありません。詳しい内容について把握しておりません。次回の総会でご説明したいと思っております。

議長 他に皆さんからご質問、ご意見はございませんか。
(質疑なし)

議長 ないようですので、採決に入りたいと思っております。それでは、本件に同意される方の挙手を求めます。
(全員賛成)

議長 ありがとうございます。議案第3号について承認することを決定いたします。それでは審議事項が終わりましたので、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規程による届出について

報告第2号 農地法18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法18条の規定による許可申請について

報告第4号 非農地証明について

議長 事務局より、報告第1号の説明をお願いします。

事務局 はい。(報告第1号の読み上げ)

議長 　　ただいま事務局より説明がありました。まず、報告第1号につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。

（質疑なし）

議長 　　質問がないようですので、報告第1号を終ります。続きまして、報告第2号についての説明をお願いします。

事務局 　　はい。（報告第2号の読み上げ）

議長 　　報告第2号につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。

議長 　　他に皆さんから、ご質問、ご意見はありませんか。

（質疑なし）

議長 　　質問がないようですので、報告第2号を終ります。
続きまして、報告第3号について、説明をお願いします。

事務局 　　はい。（報告第3号の読み上げ）

議長 　　ただいま事務局より説明がありました。報告第3号につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。

（質疑なし）

議長 　　質問がないようですので、報告第3号を終ります。
続きまして、報告第4号について、説明をお願いします。

事務局 　　はい。（報告第4号の読み上げ）

議長 　　ただいま事務局より説明がありました。報告第4号につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。

（質疑なし）

議長 　　質問がないようですので、報告第4号を終ります。
以上をもちまして、報告第1号から第4号を終わります。

これをもちまして、第19回農業委員会総会を終了いたします。

－閉会－

以上